静岡県議会訓令甲第1号

静岡県議会事務局規程(昭和33年静岡県議会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。 令和2年3月27日

静岡県議会議長 鈴 木 利 幸

改正前

(課の所掌事務)

第3条 事務局の各課及び室の所掌事務 は、次のとおりとする。

総務課~議事課 (略)

政策調査課

(1)~(6) (略)

(7) 議会の広報に関すること。

(8)~(13) (略)

図書室

(1) 議会図書室の図書及びその他の図 書室資料(以下「図書室資料」という。)の 収集に関すること。

(2)~(7) (略)

 $2 \sim 3$ (略)

(事務局長専決事項)

- 第7条 事務局長は、次の事項について 専決することができる。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261 号) 第6条第1項の規定による職員 のうち役付職員以外の職員の任免及 び同法第3条第2項に規定する一般 職に属する非常勤職員の任免に関す ること。

(2)~(7) (略)

(課長及び室長等専決事項)

第8条 課長及び室長は、次の事項につ いて専決することができる。

(1)~(7) (略)

2 総務課長は、次の事項について専決 することができる。

改正後

(課の所掌事務)

第3条 事務局の各課及び室の所掌事務 は、次のとおりとする。

総務課~議事課 (略)

政策調査課

(1)~(6) (略)

(7) 議会の広聴及び広報に関するこ と。

(8)~(13) (略)

図書室

(1) 図書室の図書及びその他の図書室 資料(以下「図書室資料」という。) の収集に関すること。

(2)~(7) (略)

 $2 \sim 3$ (略)

(事務局長専決事項)

- 第7条 事務局長は、次の事項について 専決することができる。
 - (1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261 号) 第6条第1項の規定による職員 のうち役付職員以外の職員の任免及 び同法第3条第2項に規定する一般 職に属する会計年度任用職員の任免 に関すること。

(2)~(7) (略)

(課長及び室長等専決事項)

第8条 課長及び室長は、次の事項につ いて専決することができる。

(1)~(7) (略)

2 総務課長は、次の事項について専決 することができる。

(1)~(6) (略)

- (7) <u>臨時的任用職員</u>の任免に関すること。
- (8) <u>議場、委員会室</u>等の使用許可に関すること。
- (9) (略)
- 3 秘書室長は、次の事項について専決 することができる。

(1)~(2) (略)

- ③ 嘱託員の研修及び指導に関するこ
- 4 議事課長は、次の事項について専決することができる。

(1)~(7) (略)

 $5 \sim 8$ (略)

- (1)~(6) (略)
- (7) <u>会計年度任用職員</u>の任免に関すること。
- (8) <u>議場、議会会議室</u>等の使用許可に 関すること。
- (9) (略)
- 3 秘書室長は、次の事項について専決することができる。
 - (1)~(2) (略)
- ③ <u>会計年度任用職員</u>の研修及び指導 に関すること。
- 4 議事課長は、次の事項について専決することができる。

(1)~(7) (略)

(8) 委員会室等の使用許可に関すること。

5~8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。